

水第14号
令和8年2月20日

山北町水道事業運営審議会
会長 渡辺良孝様

山北町水道事業
山北町長 湯川裕司



山北町水道事業の運営と水道料金改定について（諮問）

水道事業の今後の運営と水道料金の改定について別紙理由書に基づき、諮問いたします。

理 由 書

水道事業は、公営企業の一つとして位置づけられ、その経営は独立採算制を原則とし、水道料金については、地方公営企業法の中で「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」とされております。

本町の水道事業は、昭和34年の谷ヶ簡易水道事業の創設以来、公衆衛生の向上や地域社会の発展に寄与するために整備し、昭和44年度から昭和46年度の3か年にわたり、町営簡易水道3か所(山北、台、向原)と組合水道6か所を統合して上水道事業を創設しました。現在は、1つの上水道事業と7つの簡易水道事業、1つの小規模水道の運営を行い、町の発展とともに増大する水需要に対応してまいりました。現在、山北町第5次総合計画の中では「水質や水量の確保、水道施設の整備、管理体制の強化を図りながら、町民が安心して利用できるおいしい水の供給を進めます」という基本方針を掲げ、水道事業の運営に努めております。

現在の水道事業の状況をみますと、水道普及率は一定水準に達し、施設の「拡張」の時代から「維持管理」の時代へと移行しております。また、財政収支の将来を見通しますと、昭和30年代、昭和40年代に整備され老朽化した水道施設の更新、耐震化、集中管理システムなど装置の拡充・更新を計画的に行っていくためには多額の事業費が予想されます。その一方で、これら事業費の財源となる料金収入は、使用者の節水意識の向上や生活環境の変化などにより、年々減少傾向を示しているのが現状です。また、新規加入者も減少傾向であり、施設改修等の事業費の基となる加入負担金収入の不足分を補てんするための財源残高も不足されられると思われます。

そこで、「町民が安心して利用できるおいしい水の供給」を今後も実現していくために、また水道事業の運営と経営を厳しい財政状況の中で、持続可能なものにするため、山北町附属機関に関する条例第2条の規定により、今後の町の水道料金の改定について諮問します。